

	第28回 定例総会議事録		
1. 日 時	令和8年7月10日（金）午後2時30分招集		
2. 場 所	市役所本庁舎8階 大会議室		
3. 出席委員			
14名	1番 朝来野 清	2番 大野 功二	3番 平山 孝行
	4番 齊藤 耕一	5番 秋吉 和行	6番 齊木 清範
	7番 長尾 栄作	8番 脇 文夫	9番 筒井 昌一
	10番 釘宮 修一	11番 堀 誠	12番 森崎 智徳
	13番 黒木 緑子	14番 村上 枝里	
4. 欠席委員			
0名	なし		
5. 事務局			
	事務局職員 4名		
事務局	ただいまより第28回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。		
朝来野会長	（あいさつ）		
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。		
議長	それでは、第28回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させていただきますようお願いいたします。		

	(異議なし)
議長	それでは、議事録署名委員に3番平山委員、9番筒井委員、書記は事務局の小野さんをお願いします。 では、議案の審議に入ります。 まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番齊藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、太田公民館から西へ約420mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機2台、トラクター、田植機、コンバイン、耕うん機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約18aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、田尻小学校から南西へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されており、一部では耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてダイコン、ハクサイ、タマネギ等を栽培予定です。農具はクワ、カマを各2丁所有して

議長	います。なお、契約成立後の経営面積は約38a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。 ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2ページ 3番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番齊藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、太田公民館から北東へ約960m の距離及び東へ約270m の距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクターを2台、コンバイン、田植機、ドローンを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1ha となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ4番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番齊藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、野津原中学校から南東へ約750m の距離に位置した農地であり、現地は麦刈り後の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。

議長	譲受人は新規就農者であり、申請地においてジャガイモ、ニラ、ニンニク、落花生、ブルーベリー、イチジク等を栽培予定です。農機具は耕うん機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約26a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。 ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ3ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
6番齊木委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、吉野小学校から西へ約370m の距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約7a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ4ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

12番森崎委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、JR 滝尾駅から南へ約420m の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を4台、トラクターを2台、田植機、コンバイン、耕うん機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1.7ha となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、松岡小学校から東へ約1km の距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地においてユーカリ等の花木を栽培予定です。農機具はトラクター、軽トラックを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約9a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ5ページ 3番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と

	地区審議会での意見を報告してください。
9番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から東へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてピーマンを栽培予定です。農機具はトラクター、耕うん機、動力噴霧機、肥料散布機を各1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約19aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、次の4番は、関連する30ページ 第5号議案 利用状況調査に係る非農地決定の取り消しについて 1番を先に審議します。説明は事務局からお願いします。
事務局	30ページをご覧ください。30ページ 1番です。3条申請に係る農地の中に、以前非農地決定した農地が3筆含まれていたため、先に審議をお願いします。土地の表示、申請者等については議案の通りです。こちらの農地は令和3年12月10日、令和7年12月10日、平成30年12月4日の定例総会で非農地決定したものです。取消理由にありますように、すでにお茶が栽培されていました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地決定の取消は妥当との意見でした。
議長	ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。

	(質問・意見なし)
議長	なければ、第5号議案について採決します。 第5号議案について、非農地決定を取り消すことに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第5号議案について、非農地決定を取り消します。 戻りまして、5ページ 4番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番森崎委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、城南小学校から西へ約1.3km の距離に位置した農地であり、現地のうち1筆は保全管理されており、他11筆は茶が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地において茶を栽培予定です。農機具は耕うん機、草刈機、防除機、茶摘機を各1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.7haとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ6ページ 5番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番森崎委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。

	申請地は、大分工業高等学校から東へ約400mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地においてジャガイモ、トマトを栽培予定です。農機具は草刈機を5台、軽トラックを2台、トラクターを1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約12aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ7ページ 農地法第5条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、田尻小学校から南へ約800mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、農家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。 地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ8ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

9番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北へ約1.2kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、農家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。 地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 （質問・意見なし）
議長	なければ2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大東中学校から西へ約1.3kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、専用住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。 地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 （質問・意見なし）
議長	なければ、第1号議案について採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長	(全員挙手) 全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可、農地法第5条許可申請は許可相当とします。 次に、9ページ 第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。報告は事務局からお願いします。
事務局	9ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、下宗方地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に二ヲを栽培する認定農業者で、申請地において二ヲを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約99a となります。 10ページから11ページ 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、塚野地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は豊後大野市で主にかぼすを栽培する新規就農者で、申請地においてかぼすを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.2ha となります。 12ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次本町地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は二ヲを栽培する認定農業者で、申請地において二ヲを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.8ha となります。 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地は保

全管理されていまして。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培しており、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約66a となります。

13ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地は耕起されていまして。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培しており、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約4.2ha となります。

4番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地は耕起されていまして。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培しており、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約3.5ha となります。

5番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地は耕起されていまして。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にニラを栽培する認定農業者で、申請地においてニラを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.8ha となります。

14ページ 6番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、尾津留地区に位置した農地であり、現地は耕起されていまして。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は新規就農者で、申請地において花木を栽培予定です。スモークツリーを1m 程度になったところで苗ごと販売するとのことです。なお、契約成立後の経営面積は約13a となります。

7番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現

地調査報告です。申請地は、楠木生地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培しており、申請地においてキュウリを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.9ha となります。

15ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、机張原地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に柑橘を栽培しており、申請地においてみかんを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約82a となります。

2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、津守地区に位置した農地であり、現地のうち2筆にはハウスが建っており、その他は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に多肉植物を栽培する認定農業者で、申請地において多肉植物を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約60a となります。

16ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にピーマンを栽培する認定新規就農者で、申請地においてピーマンを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約38a となります。

4番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、新田地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に野菜を栽培しており、申請地において野菜を栽培予定です。なお、契約成

	立後の経営面積は約24a となります。 17ページから19ページ 5番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にベビーリーフを栽培する認定農業者で、申請地においてベビーリーフを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約4.1ha となります。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、次の20ページ 1番は釘宮委員の案件ですので、釘宮委員は一旦、退室をお願いします。 (釘宮委員退室)
議長	では、事務局から報告をお願いします。
事務局	20ページ 1番です。こちらからは再設定になります。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。10年間の賃借権での再設定となります。 地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、20ページ 1番について採決します。

	本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、20ページ 1番は承認します。 では、釘宮委員は着席をお願いします。 (釘宮委員着席)
議長	では、事務局から報告をお願いします。
事務局	21ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。10年間の賃借権での再設定となります。 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。10年間の賃借権での再設定となります。 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。10年間の賃借権での再設定となります。 4番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。5年間の賃借権での再設定となります。 22ページ 5番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。5年間の賃借権での再設定となります。 6番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。10年間の使用貸借権での再設定となります。 23ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。5年間の使用貸借権での再設定となります。 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。5年間の使用貸借権での再設定となります。 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。5年間の使用貸借権での再設定となります。 24ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通

議長	りです。5年間の賃借権での再設定となります。 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。10年間の賃借権での再設定となります。 各地区審議会で審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。 ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、採決した20ページ 1番を除く第2号議案について採決します。 第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第2号議案は承認します。 次に、25ページ 第3号議案 農地基本台帳登載願 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番筒井委員	土地の表示、願人については議案の通りです。経過及び農地の状況です。申請地は、明治北小学校から東へ約800mの距離に位置しており、令和6年に願人が農地法第5条転用届出をしましたが、転用・所有権移転することなく、現在も田として利用しています。 地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)

議長	なければ2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
14番村上委員	土地の表示、願人については議案の通りです。経過及び農地の状況です。申請地は、鶴崎高等学校から南東へ約920m の距離に位置しており、昭和54年に願人が農地法第5条転用届出により取得しましたが、転用することなく、現在も畑として利用しています。 地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、第3号議案について採決します。 第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第3号議案は承認します。 次に、26ページ 第4号議案 非農地証明願について、事務局から報告してください。
事務局	26ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容は1978年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、宗方小学校から南東へ約1.1km の距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。 2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容は1978年頃から宅地として利用しているとのことです。現地

議長	調査報告です。申請地は、宗方小学校から南東へ約1.1km の距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。 27ページ 3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容は2008年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターから南東へ約430m の距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化されていました。 4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容は2020年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校から南西へ約4.0km の距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化されていました。 28ページ 5番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容は1956年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、横瀬小学校から東へ約280m の距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。 29ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容は1960年頃から宅地、進入路として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から南西へ約1.8km の距離に位置した農地であり、現地のうち1筆は宅地として、1筆は進入路として利用されていました。 各地区審議会で審議していただいたところ、すべて非農地相当であるとの意見でした。 ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
----	--

議長	なければ、第4号議案について採決します。 第4号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第4号議案は非農地決定します。 次は、31ページからの 第6号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。
事務局	31ページから32ページです。農地法第3条の3の届出で、相続により農地を取得した届出が、合計で3件出ています。 33ページから35ページです。農地法第4条第1項第7号の届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で8件出ています。 36ページから39ページです。農地法第5条第1項第6号の届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で32件出ています。 40ページです。農地法第18条第6項の通知で、双方合意での解約の通知が、合計で2件出ています。 41ページです。認定電気通信事業者の行う事業に伴う農地転用に係る事業計画書が、合計で1件出ています。 42ページです。電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う農地転用に係る事業計画書が、合計で1件出ています。 最後は、43ページです。特定農地貸付法に基づく市民農園の廃止についての届出が、合計で1件出ています。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

	(質問・意見なし)
議長	その他協議事項について事務局から何かありますか。
事務局	議案についてはありませんが、閉会後に協議していただきたい内容がございますので、引き続きよろしくお願いします。
議長	それでは、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。 これで第28回定例総会を閉会します。